

特定非営利活動法人だーちゃらぼ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人だーちゃらぼという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、メンタルヘルスの問題をかかえた方をはじめとする一般市民および法人に対して、子ども若者の居場所作り事業、メンタルヘルスに関わる相談及び検査事業、子ども若者のメンタルヘルスに関わる啓発事業、外部団体に対する研修講師派遣およびコンサルティング事業等を行い、教育、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子ども若者の居場所作り事業
- (2) メンタルヘルスに関わる相談及び検査事業
- (3) 子ども若者のメンタルヘルスに関わる研究啓発事業
- (4) 研修講師派遣およびコンサルティング事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人以上を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事のうち互選にて定めた者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	松葉百合香
代表理事	加納 佳奈
理 事	桂川 泰典
監 事	吉田 昌弘

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	2,000円	(団体)	10,000円
	賛助会員 (個人)	2,000円	(団体)	10,000円
(2) 年会費	正会員 (個人)	3,000円	(団体)	100,000円
	賛助会員 (個人) 1口	5,000円	(団体) 1口	10,000円

(1口以上)

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人だーちゃらぼ

1 事業実施の方針

本法人による活動は引き続き豊島区駒込にある法人事務所を拠点としつつ、今後のフリースクール利用者の増加を見据え、活動環境の整備として移転も視野に入れた体制の見直しを進めながら、不登校支援事業を継続的に展開する。

子ども若者の居場所作り事業では昨年度に引き続き①不登校の小学生が利用できるフリースクールの運営②不登校生をはじめとする中学生～24歳までの若者が利用できる居場所だちゃカフェの運営を行う。

① フリースクールでは、年間を通じて学習支援・社会教育・心理的支援を実施し、子どもたちが安心して通うことができる居場所としての機能を継続させる。また新たな取組として、学校訪問や教育機関との連携を通じ、子どものメンタルヘルスの向上を目的としたプロジェクトを開始する。教育現場における不安や孤立感の軽減に向け、学校・地域・保護者と連携しながら、多層的な支援体制の構築を進める予定である。

② これまで豊島区からの委託により実施していた放課後の居場所事業『だちゃカフェ』は、契約期間の終了に伴い、今年度より団体独自の取り組みとして可能な限り継続を図る。ものづくり活動を通じた安心できる交流の場として、引き続き不登校生や若者の孤立予防として心理的な安定を支える拠点となるよう努めていく。

メンタルヘルスに関わる相談及び検査事業では、オンラインカウンセリングや心理検査の提供を継続し、支援が届きにくい不登校児童生徒の家庭へのアクセスを図る。

子ども若者のメンタルヘルスに関わる啓発事業では、一般市民向けの講演会や体験型イベント、不登校やひきこもり傾向にある子どもたちへの教材開発・配布を進め、予防的介入の強化を図る。

研修講師派遣およびコンサルティング事業においては、不登校支援の専門機関として、支援現場に携わる職員に対する研修や助言を随時行い、地域全体の支援力の向上に貢献する。また自団体で活動を行う大学生ボランティアに対しては、定期的な対人支援に必要な研修や、活動の前後毎回コンサルティングを行い、支援の質の向上を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 11,560 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象のべ人数	事業費(千円)
子ども若者の居場所作り事業	不登校や居場所を必要とする子どもを対象に、週5日開室するフリースクールを運営する。	通年	法人事務所	10名	心理支援・居場所支援・学習支援を必要としている子どもとその保護者	1488	7,842
	不登校生をはじめとする中学生～24歳の若者が利用できる『だちゃカフェ』を運営する。	随時	法人事務所	723名	居場所を必要としている中学生～24歳の若者	72	

メンタルヘルスに関する相談事業	主にメンタルヘルスに関わる者に対する支援を実施する。	通年	法人事務所、オンライン	2名	心理支援を必要としている子ども、保護者	24	200
	主にメンタルヘルスに関わる者に対する支援を実施する。	通年	法人事務所	2名	心理支援を必要としている子ども	5	
子ども・若者のメンタルヘルスに関する事業	子ども・若者のメンタルヘルスに関する事業を実施する。	随時	法人事務所、東京都内、オンライン	5名	心理支援を必要とする子ども、その保護者	100	100
	事業の価値を高めるための調査研究を実施する。	随時	法人事務所、東京都内	3名	不登校児童とその保護者	<調査対象者> 200	970
研修講師派遣および研修事業	子ども・若者のメンタルヘルスに関する事業を実施する。	随時	法人事務所、講演先、オンライン	2名	子ども・若者の支援にあたる団体・個人・学校	300	100

以上

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 だーちゃらぼ

1 事業実施の方針

本法人による活動は引き続き豊島区駒込にある法人事務所を拠点としつつ、今後のフリースクール利用者の増加を見据え、活動環境の整備として移転も視野に入れた体制の見直しを進めながら、不登校支援事業を継続的に展開する。

子ども若者の居場所作り事業では昨年度に引き続き①不登校の小学生が利用できるフリースクールの運営②不登校生をはじめとする中学生～24歳までの若者が利用できる居場所だーちゃプラスの運営を行う。

① フリースクールでは、年間を通じて学習支援・社会教育・心理的支援を実施し、子どもたちが安心して通うことができる居場所としての機能を継続させる。また新たな取組として、学校訪問や教育機関との連携を通じ、子どものメンタルヘルスの向上を目的としたプロジェクトを開始する。教育現場における不安や孤立感の軽減に向け、学校・地域・保護者と連携しながら、多層的な支援体制の構築を進める予定である。

② 『だーちゃプラス』はものづくり活動を通じた安心できる交流の場として、引き続き不登校生や若者の孤立予防として心理的な安定を支える拠点となるよう努めていく。

メンタルヘルスに関わる相談及び検査事業では、オンラインカウンセリングや心理検査の提供を継続し、支援が届きにくい不登校児童生徒の家庭へのアクセスを図る。

子ども若者のメンタルヘルスに関わる啓発事業では、一般市民向けの講演会や体験型イベント、不登校やひきこもり傾向にある子どもたちへの教材開発・配布を進め、予防的介入の強化を図る。

研修講師派遣およびコンサルティング事業においては、不登校支援の専門機関として、支援現場に携わる職員に対する研修や助言を随時行い、地域全体の支援力の向上に貢献する。また自団体で活動を行う大学生ボランティアに対しては、定期的な対人支援に必要な研修や、活動の前後毎回コンサルティングを行い、支援の質の向上を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【25,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象のべ人数	事業費(千円)
子ども若者の居場所作り事業	不登校や居場所を必要とする子どもを対象に、週5日開室するフリースクールを運営する。	通年	法人事務所	10名	心理支援・居場所支援・学習支援を必要としている子どもとその保護者	1464	15,000
	不登校生をはじめとする中学生～24歳の若者が利用できる『だーちゃプラス』を運営する。	随時	法人事務所	5名	居場所を必要としている中学生～24歳の若者	240	

メンタルヘルスに関わ る相談検査事業	主に不登校などメンタルヘルス支援を要する者に対して、対面またはオンラインで、カウンセリングを随時実施する。	通年	法務所、オンライン	2名	心理支援を必要とする子ども、保護者	240	5,000
	主に不登校などメンタルヘルス支援を要する者に対して、心理検査を随時実施する。	通年	法務所	2名	心理支援を必要とする子ども	60	
子ども若者メンタルヘルスに関する啓発事業	主に不登校など地域を対象に、体験型イベントを実施する。	随時	法務所、東京都、オンライン	5名	心理支援を必要とする子ども、その保護者	100	2,000
	事業の価値を学術的に検証し、事業が子どもに与える社会的意義を明らかにする。	随時	法務所、東京都、京内	3名	不登校児童とその保護者	<調査対象者> 200	2,000
研修講師派遣および研修事業	不登校支援者に対する研修を実施する。	随時	法務所、先、オンライン	2名	子ども・若者の支援にあたる団体・個人・学校	300	1,000

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 だーちゃらぼ

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			83,000
正会員受取会費	33,000		
賛助会員受取会費	50,000		
2 受取寄附金			1,000,000
受取寄附金	1,000,000		
3 受取助成金等			4,250,000
受取助成金	500,000		
受取補助金	3,750,000		
4 事業収益			7,842,000
子ども若者の居場所作り事業収益	7,442,000		
メンタルヘルスに関わる相談及び検査事業収益	200,000		
子ども若者のメンタルヘルスに関わる啓発事業収益	100,000		
外部団体に対する研修講師派遣およびコンサルティング事業収益	100,000		
5 その他の収益			40
受取利息	40		
経常収益計			13,175,040
【B】 経常費用			
1 事業費			8,318,464
(1) 人件費			
給料手当	6,984,000		
役員報酬	0		
福利厚生費	420,000		
法定福利費	814,464		
謝金	100,000		
(2) その他経費			2,623,699
旅費交通費	75,000		
水道光熱費	120,000		
地代家賃	1,980,000		
保険料	12,000		
消耗品	300,000		
雑費	100,000		
減価償却費	36,699		
事業費計			10,942,163
2 管理費			
(1) 人件費			25,000
謝礼	25,000		
(2) その他経費			192,000
消耗品費	20,000		
会議費	50,000		
通信運搬費	60,000		
印刷製本費	50,000		
支払い手数料	12,000		
管理費計			217,000
経常費用計			11,159,163
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			2,015,877
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			2,015,877
法人税、住民税及び事業税・・・④			0
前期繰越正味財産額・・・⑤			3,031,291
次期繰越正味財産額③－④+⑤			5,047,168

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 だーちゃらぼ

(単位：円)

科		目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益				
1	受取会費			83,000
	正会員受取会費		33,000	
	賛助会員受取会費		50,000	
2	受取寄附金			1,000,000
	受取寄附金		1,000,000	
	施設等受入評価益			
3	受取助成金等			4,000,000
	受取補助金		3,000,000	
	受取助成金		1,000,000	
4	事業収益			20,240,000
	子ども若者の居場所作り事業収益		17,856,000	
	メンタルヘルスに関わる相談及び検査事業収益		2,184,000	
	子ども若者のメンタルヘルスに関わる啓発事業収益		100,000	
	外部団体に対する研修講師派遣およびコンサルティング事業収益		100,000	
5	その他の収益			100
	受取利息		100	
経 常 収 益 計				25,323,100
【B】 経 常 費 用				
1	事業費			
	(1) 人件費			17,368,000
	給料手当		15,168,000	
	役員報酬		0	
	福利厚生費		420,000	
	法定福利費		1,680,000	
	謝金		100,000	
	(2) その他経費			7,598,699
	会議費		50,000	
	旅費交通費		2,000,000	
	水道光熱費		4,800,000	
	保険料		12,000	
	消耗品		600,000	
	雑費		100,000	
	減価償却費		36,699	
事業費計				24,966,699
2	管理費			
	(1) 人件費			25,000
	謝礼		25,000	
	(2) その他経費			192,000
	消耗品費		20,000	
	会議費		50,000	
	通信運搬費		60,000	
	印刷製本費		50,000	
	支払い手数料		12,000	
管理費計				217,000
経 常 費 用 計				25,183,699
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①				139,401
【C】 経 常 外 収 益				
	固定資産売却益			
	過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計				0
【D】 経 常 外 費 用				
	固定資産売却損			
	災害損失			
	過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計				0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②				0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③				139,401
	法人税、住民税及び事業税・・・④			
	前期繰越正味財産額・・・⑤			5,047,168
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤				5,186,569